

## (仮称)芝山・大黒山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

### 1 全体的事項について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には、多くの住居等が存在し、事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、周辺住民に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、意見や要望に対しては、十分な説明や誠意を持って対応するなど、誠実に理解の醸成を図ること。
- (2) 本事業は、計画段階であるため、現時点では計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）においては、可能な限り事業内容を具体化すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、住居等の分布状況、住民意見、地形、地質、風況、事業実施想定区域に近接している他の風力発電事業等、多面的・複合的な視点から周辺環境への影響を評価するとともに、風力発電機の規模、基数、配置等について、周辺環境への影響が回避されるよう複数案を検討し、その結果を方法書に記載すること。
- (4) 「風力発電機の設置対象区域」には、いわき市宮芝山牧野の一部が含まれているが、当該地への風力発電機の設置は牧野利用の支障となることが予測されるため、設置しないこと。
- (5) 風力発電機の設置にあたっては、農振農用地区域以外を選定するとともに、やむを得ず農振農用地区域への設置を検討する場合には、いわき市農業振興課と協議すること。  
また、農振農用地区域以外に風力発電機を設置する場合においても、周辺農地への影響を回避すること。
- (6) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価するとともに、方法書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。  
なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。
- (7) 事業実施想定区域の近隣において、(仮称)馬揚山風力発電事業が計画されており、本事業計画との累積的な影響が懸念されることから、他事業者との情報共有を図るとともに、近隣の事業による影響を受ける可能性がある地域を調査地点として選定し、当該事業による影響も含めて予測及び評価を行うこと。
- (8) 方法書の縦覧にあたっては、縦覧期間の終了後においても、インターネットなどにより、容易な縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るとともに、住民の利便性向上及び情報公開に努めること。

- (9) 方法書に係る住民説明会の開催にあたっては、住民が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して日時、場所、回数等を設定するとともに、地区の回覧版の活用等、複数の方法による開催の周知を行うこと。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

事業実施想定区域及びその周辺には、多くの住居等が存在し、建設工事や資材の輸送等に伴う「窒素酸化物」及び「粉じん」による影響が懸念されることから、「窒素酸化物」及び「粉じん」による影響を適切に調査、予測及び評価できる手法を検討し、その結果を方法書へ具体的に記載すること。

### 【騒音及び低周波音】

- (1) 事業実施想定区域内（風力発電機の設置対象外区域）に住居等が位置し、また、周辺 2.0km の範囲に住居等が 512 戸存在しており、「騒音」及び「低周波音」による影響が懸念されることから、人が生活している又は活動している場所の近傍への風力発電機の配置を回避し、住居等との十分な離隔距離を確保するとともに、学校、福祉施設については、特段の配慮を行うこと。
- (2) 「低周波音」は、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、「騒音」に比べ遠方まで伝播することから、「低周波音」に係る調査範囲を適切に設定のうえ、予測及び評価を行うこと。

### 【水環境】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、水道水源となる河川の上流域であり、いわき市水道水源保護地域に指定されており、大規模な森林伐開等により、濁水や汚水の流出による河川への影響が懸念されることから、沈砂池の設置、適切な生活排水対策、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域の「芝山自然公園」においては、「芝山ふれあい清水」等の湧水が存在していることから、風力発電機の設置工事や道路の拡幅等による湧水への影響について検討し、その結果を方法書に記載すること。
- また、「芝山自然公園」については、当該湧水を含め、地元自治会を中心に組織されている「芝山自然公園美化協力会」が維持管理や美化活動を実施していることから、当該団体にも意見を聴取のうえ、方法書に反映させること。

### 【風車の影】

事業実施想定区域及びその周辺には、多くの住居等が存在し、風力発電機の影（シャドーフリッカー）による日照障害が懸念されることから、風力発電機の影が生じる範囲を綿密に

検討するとともに、住居等に風力発電機の影が掛からない配置計画とすること。

#### 【動物、植物及び生態系】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には、県指定天然記念物である「上三坂のシダレグリス生地」、並びにブナ及びヤマナシの巨樹・巨木が存在しているほか、一部区域が鳥獣保護区に指定されていることから、方法書において、これらの植物・生態系に係る調査方法を綿密に計画するとともに、風力発電機の設置や道路の拡幅等にあたっては、動植物へ著しい影響を及ぼさない場所を選定し、事業による環境影響を回避すること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺は、鳥類のうち、サシバ以外にもノスリ及びハチクマの渡りルートとなる可能性があるほか、クマタカ及びオオタカの生息が確認されており、イヌワシについても一時滞在が確認されていることから、風力発電機の配置等にあたっては、専門家等の助言や最新の知見をもとに、鳥類の影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に記載すること。
- (3) 事業の実施にあたって、緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、地域の在来種や固有種を用いること。  
また、法面緑化を行う場合にあつては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。
- (4) 環境影響調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。

#### 【景観】

事業実施想定区域の周辺には、芝山、大黒山等の登山道及び頂上付近等、優れた眺望点が多く存在することから、風力発電機の配置等にあたっては、眺望を阻害することのないよう配慮するとともに、風力発電機の色彩等についても、自然に溶け込むような工夫を検討し、その結果を方法書に記載すること。

また、芝山については、現在、三和町地域振興協議会が山頂の展望台（富士見台）の改修を実施していることから、風力発電機の配置等にあたっては、展望台からの眺望に支障のないよう、地域と協議のうえ選定すること。

#### 【人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 事業実施想定区域は、芝山及び大黒山の登山道に重複していることから、風力発電機の配置等にあたっては、これらの登山道に影響を与えないよう配慮するとともに、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、方法書に反映させること。
- (2) 事業実施想定区域には、「芝山自然公園」が存在しており、市内外からハイキング、キャンプ等多くの訪問者があることから、風力発電機の設置工事や道路の拡幅等に係る訪

問者への影響や安全対策について検討し、その結果を方法書に記載すること。

また、「芝山自然公園」については、「芝山自然公園美化協力会」が芝生広場の刈払いや歩道修理等の美化活動を実施していることから、当該団体にも意見を聴取のうえ、方法書に反映させること。

#### 【廃棄物及び残土】

事業実施想定区域における風力発電機の設置工事や道路の拡幅等にあたっては、相当量の伐採木や残土の発生が見込まれることから、その発生量の見込み、発生の抑制方法、適切な処理方法、切土量・盛土量等について検討し、その結果を方法書へ記載すること。

#### 【放射線の量】

事業実施想定区域には、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着しているおそれがあることから、風力発電機の設置工事や道路の拡幅等にあたっては、一般環境中への放射性物質の飛散等に配慮すること。

また、伐採木や発生土については、放射性物質の濃度を測定するとともに、関係機関と協議のうえ、適切に保管・処理を行うこと。

#### 【電波障害】

風力発電機の配置によってテレビ電波、ラジオ電波及び無線電波等への電波障害が発生することのないよう、あらかじめ事業実施想定区域及びその周辺の電波状況を十分に把握するなど、必要な対応について検討し、その結果を方法書に記載すること。

#### 【その他】

- (1) 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電機導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 事業実施想定区域の地元自治会から、住民の安全・安心を最大限に確保するため、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定」の締結について要望がなされていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。
- (3) 埋蔵文化財保護のため、「風力発電機の設置対象外区域」が変更された場合や、工事中に土器等の遺物を発見した場合には、速やかにいわき市文化振興課と協議すること。
- (4) 地域森林計画の対象民有林については、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する時の開発面積が 1.0ha 以下の場合、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地の利用に誘導することを目的に、いわき市林務課に「小規模林地開発計画書」を提出すること。

また、小規模林地開発に伴い、森林の立木を伐採する場合には、当該計画書とあわせ

て、「伐採および伐採後の造林の届出書」を提出すること。

なお、地域森林計画の対象民有林の面積が1.0haを超える開発については、森林法の規定に基づく開発行為の許可(林地開発許可)が必要になることから、該当する場合は、福島県と協議すること。

- (5) 事業実施想定区域までの風力発電機等の輸送経路について、主要地方道いわき上三坂小野線からいわき市所管の林道「水田線」を経由する計画としているが、いわき市所管の林道を使用する際には、いわき市林務課と協議すること。

なお、林道は、林業施業者の利用を想定して整備されているものであることから、大型車両の進入、並びに大型車両の進入のための林道拡幅はできない。

- (6) 工事の実施にあたっては、関係部署との協議を綿密に行ったうえで、防災工事を明確にした防災計画を作成するとともに、防災工事を先行実施し、不測の事態に対して万全の体制で対応すること。

- (7) 工事関係車両の運行や局部的な改修等であいわき市道の利用を計画する場合には、境界を明確にしたうえで、道路管理者と事前に協議すること。

- (8) 事業実施想定区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく区域となっており、また、いわき市総合土地利用基本計画において、当該区域は「生活森林区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、開発を適正に規制・誘導し、豊かな自然に囲まれた農山村集落の生活環境を守るため、地域の実情に応じた土地利用を図る区域となっていることから、風力発電機の配置や工事計画の検討にあたっては、十分配慮すること。

- (9) 一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000㎡超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000㎡、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

さらに、一定規模(10,000㎡)以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、いわき市都市計画課土地調整係と協議するとともに、都市計画区域外において10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出を行うこと。